

# 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

開催日:令和8年1月19日

会議名:令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

○発言者等

## 市街地整備対策特別委員会

1. 令和8年1月19日(月)市街地整備対策特別委員会を第二委員会室で開いた

1. 出席委員次のおり

委員長 長谷川 浩

副委員長 西本 睦子

委員 栗尾 憲

委員 永田 真樹

委員 西野 貴治

委員 松本 泰典

1. 欠席委員 なし

1. 委員外議員の出席者次のおり

議員 片岡 真

1. 説明のため出席した者次のおり

市長 福岡 洋一

副市長 足立 光晴

都市整備部長 岡田 直司

都市政策課長 新開 邦弘

都市政策課参事 杉浦 啓太

都市整備部次長兼まちなか整備課長 宮本 修宏

まちなか整備課参事 藤後 学

まちなか整備課参事 辻井 啓悟

1. 出席事務局職員次のおり

事務局長 野村 昭文

事務局次長兼議事課長 大橋 健太

総務課長 駒井 寿代

議事係長 永原 友矩

議事課主査 山口 恵理子

1. 協議事項次のおり

(1) 阪急茨木市駅及びJR茨木駅西口駅前周辺整備について

(2) 中心市街地活性化に関する取組について

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

(午後1時00分 開会)

○長谷川委員長 ただいまから、市街地整備対策特別委員会を開会いたします。

現在の出席委員は6人でありまして、会議は成立いたしております。

初めに、委員外議員の発言の取扱いについて、ご協議をお願いいたします。

お諮りいたします。

委員会規則第23条第2項の規定に基づき、片岡議員が委員外議員として協議に参加し、発言がある場合は許可することといたしましても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱うことといたします。

次に、委員会開会に当たり、市長から挨拶を受けます。

○福岡市長 改めまして皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、長谷川委員長はじめ、委員の皆様には、本委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市中心市街地では、2コア1パーク&モールの都市構造を生かした様々な取組を進めているところでございます。

本日は、阪急茨木市駅及びJR茨木駅の両駅西口駅前周辺整備と中心市街地活性化に関するこれまでの取組状況及び今後の予定につきまして、ご説明をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○長谷川委員長 これより協議に入らせていただきます。

「阪急茨木市駅及びJR茨木駅西口駅前周辺整備について」、「中心市街地活性化に関する取組について」、以上2件について、説明を求めます。

### **配布資料の説明**

○辻井まちなか整備課参事 それでは、阪急茨木市駅及びJR茨木駅西口駅前周辺整備及び中心市街地活性化に関する取組について、順にご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、阪急茨木市駅及びJR茨木駅西口駅前周辺整備について、ご説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。

「1. 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について」をご覧ください。

まず、超高層建築物の計画に関する都市計画手続等についてです。

ソシオ茨木建替え推進委員会より提出されましたソシオ茨木建替え事業計画案では、高度地区における高さ制限の上限である高さ43メートルを超える建築物が計画されている

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

ことから、「茨木市の超高層建築物の立地に関する基本的な方針」への適合性の確認を行い、都市計画審議会への報告、意見聴取を実施した上で地区計画の決定の手続を進めております。

超高層建築物の計画に関する都市計画審議会への報告と意見聴取につきましては、令和7年7月31日と11月10日の2回実施いたしました。都市計画審議会での主な意見、質問と回答は、表に記載のとおりでございます。

また、11月10日の都市計画審議会では、答申案についての議論もされ、別添の参考資料1のとおり、令和7年11月19日付で都市計画審議会から、現時点の計画の方向性については、事業進捗に応じてさらなる検討が必要な部分はあるものの、「茨木市超高層建築物の立地に関する基本的な方針」における公共公益性と長期的な持続可能性を有する計画として妥当であると答申をいただいております。

次に、地区計画案についてです。

今回定める地区計画では、駅前優れた立地特性を生かした合理的な土地利用を誘導することで、中心市街地の東の玄関口にふさわしい魅力ある駅前環境の創出を目指すことを目標としております。

地区計画の区域は阪急茨木市駅西口交通広場に面する区域とし、現在の永代ビル側をA地区、茨木ビル側をB地区とC地区に区分し、地区施設としてB地区西側には多様な活動、滞在の場となる民間広場を広場状空地として、B地区東側には駅前広場と区域北側の市街地をつなぐ1階の歩行者動線を歩道状空地として、さらに駅から阪急本通商店街方面をつなぐ2階の歩行者動線を歩行者用立体通路としてそれぞれ地区施設に位置づけております。

次に、地区整備計画では、建築物等の用途の制限として、建物の低層部には地域の利便に供する商業、業務施設などを誘導するため、2階以下の住宅用途を制限するほか、C地区におけるパチンコ屋を除き風俗営業関係を制限しております。

また、容積率の最高限度は現行の600%とするほか、高さの最高限度はB地区を90メートルと定めております。

次に、都市計画決定までの手続の流れにつきましては、都市計画説明会、土地の所有者、その他利害関係を有する者を対象とした地区計画原案の縦覧、意見書の提出及び都市計画案の縦覧、意見書の提出を実施しており、今年30日に開催を予定しております都市計画審議会において、地区計画案の内容を審議いただき、2月の都市計画決定を予定しております。

次に、駅前広場整備等についてです。

駅前広場の改良では、バス乗降場などの改修のほか、既存施設である地下通路やデッキの解体及び新たなデッキの整備、永代町南交差点の改良などの検討を進めてまいります。

整備スケジュールにつきましては、ソシオ茨木権利者による建て替え決議やマンション再生組合の設立を令和8年度に予定されており、令和9年度に工事着手し、令和14年度の竣工を目指しております。

また、市はソシオ茨木の建て替え工事の内容やスケジュールについて協議調整しながら

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

駅前広場等の設計、工事を進めていく予定をしております。

次に、資料右側の「2. JR茨木駅西口駅前周辺整備について」をご覧ください。

(略)

次に、2 中心市街地活性化に関する取組について、ご説明いたします。

(略)

○長谷川委員長 以上で説明は終わりました。

本2件について、発言なさる方はございませんか。

### 質疑応答

○西野委員 私のほうからは、大きく2点、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、JR茨木駅西口駅前周辺整備について、お伺いをします。

(略)

続いて、みちクルプロジェクト社会実験について、お伺いをします。

(略)

○長谷川委員長 他に発言なさる方はございませんか。

○栗尾委員 では、私からも少し質問のほうをさせていただきたいと思います。

まずは、1. 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備についてのところで、(2) 地区計画案、地区の整備計画というところにおきまして、風俗営業関係でパチンコ屋を除くとなっている部分に關しましてなんです。これは以前の説明会、地区計画の都市計画案に関する説明会等でもこれはご説明をいただいているというか、パチンコ屋を除くというふうになっているのは理解をしているんですけども、現状、地区計画の目標として、東の玄関口にふさわしい魅力ある駅前環境の創出を目指すという目標に対しては、これも個人的主観も入ってくるのかもしれないんですけど、パチンコ屋さんが果たしてそういったものに合致するのかなというところを少し疑問に思いながら聞いておりました。これは何でパチンコ屋さんかという、既存の入居者さんを優先して事業を継続できるという意味だと思うんですけども、そういう意味では、周辺で気になっているのは、やはり喫煙関係ですね、同じ場所にたばこ屋さんがありますが、たばこ屋さんもやはり継続して営業されるという可能性も高いのでしょうか。またその場合、私も含め6月の議会で一般質問をさせていただいたんですけども、喫煙所の検討場所とたばこさんの位置関係は大事になってくるのかなというふうにも思いますが、現時点である程度その辺りは決まっているのでしょうか、お教えください。

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

○藤後まちなか整備課参事 たばこ屋さんが継続して営業されるかにつきましては、現時点において市では把握しておりません。

市が設置予定の喫煙所の位置につきましては、今後、駅前広場の設計と併せて検討を進めてまいります。

○栗尾委員 まだ不透明だということだと思います。

ただ、喫煙所等々の設置は先ほど言った目標に対しても、美しい新たな駅前にとって非常に重要な事柄だと思っておりますので、しっかりした今後のご検討をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、この地区計画案の中で、以前からお示しいただいていたんですが、歩行者用の立体通路がございしますが、この歩行者用立体通路において、バリアフリー等の検討はなされているのかなというふうなことが疑問に思いました。現状は歩道から通じる階段というのはいずれもエスカレーターにはなっていないものですから、この辺りをお教えいただけますでしょうか。

○藤後まちなか整備課参事 デッキの整備において市がエスカレーターを設置する予定はございませんが、駅や建て替えられる建築物の昇降設備が利用できるよう関係者と協議するとともに、通路の勾配や案内サインなど、バリアフリー化の検討を進めてまいります。

○栗尾委員 検討を進めていかれるということで、よろしくお願ひしたいと思います。

近隣の市の駅前を見ても、新規の施設であればエスカレーター等を用いたバリアフリー化というのはなされていると思います。

また、J R 茨木駅西口のバス停留所、こちらもバリアフリーではないという理由から閉鎖されているというふうに聞いております。せつかくの新しい施設ですので、また何か指摘が入って閉鎖なんてことがなければというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討のほうをお願ひしたいと思っております。

次に、2. J R 茨木駅西口駅前周辺整備について、質問させていただきたいと思ひます。

(略)

○長谷川委員長 他に発言なさる方はございませんか。

○永田委員 それでは、私のほうから質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、阪急茨木市駅西口駅前周辺整備について、お聞きしたいと思ひます。

駅前広場、デッキ交差点改良についてはソシオ建て替えと併せて実施する予定ということで、現時点で具体的に詳細な時期がこの資料におきましても未定とされております。関係者との協議が必要であることから一定の幅を持ったスケジュールになるということに関し

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

ては理解するところです。

駅前広場、デッキについてなんですけれども、デッキについては、まず新設で行うことになるか、あるいは現存するデッキを利用する形で改良していくのか、その方向性は既に決まっているのかどうか、お聞かせください。

あわせて、現在使用されているデッキ及び地下通路についてなんですけれども、いつまで使用可能であるのかということも確認させてください。

仮にデッキを新設する場合に、現在のデッキについては解体工事等が必要になってくると考えられますけれども、その解体工事はソシオの解体と同時で全く同じ業者さんでされるのか、それとも市が単独で別途事業者を手配して実施する予定なのかについても、お聞かせください。

○藤後まちなか整備課参事 現在の駅と茨木ビルを結ぶデッキ及び茨木ビルと永代ビルを結ぶデッキにつきましては、解体、新設で協議調整を行っております。

また、両デッキ及び地下通路の解体につきましては、駅前ビルの解体と併せて実施する必要があることから、資料にお示しするとおり、令和9年度後半まで使用可能となる予定でございます。

なお、市の解体工事につきましては、ソシオ駅前ビルを解体する事業者へ委託することを想定しております。

○永田委員 デッキについては解体、新設ということでした。新設ということであれば単なるビルをつなぐ通路としての機能だけではなくて、市の駅前玄関口として、例えば市民の活動の場、活動空間としての可能性ということもありますので、その点についても今後ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それから、解体についてなんですけれども、費用の点からも、また工事期間の点からも事業者さんに委託するということが、そのほうが望ましいとは思いますが。

しかし、解体する事業者さんへの委託といいながら、市の所有部分についての工事でありますので、その辺は市が責任を持って管理監督の下、進めていただきたいというふうに思います。

地下通路についてなんですけれども、建て替え後はもうこの通路を使用されないということですので、使用しなくなった場合、この地下通路はもう埋没するなどの処理を行う予定なんですか。その際、上の部分、府道ではありますけれども、道路の封鎖や交通規制など、工事期間を想定されているのかについても、お聞かせください。

○藤後まちなか整備課参事 地下通路の解体処理につきましては、道路管理者である大阪府茨木土木事務所と協議中であることから、現段階において具体的な処理方法及び交通規制の内容をお示しすることはできませんが、周辺交通への影響などに配慮して進めてまい

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

りたいと思っております。

○永田委員 本来使わなくなった地下通路については現状に戻してというか、次に使いやすい形に直していかなければいけないと思うんですけども、これもその解体手法であるとか、工事期間などによってコスト面、大きな影響を受けてくるところだと思いますので、今後も引き続き協議のほうをしていただきたいというふうに思います。

阪急については以上で、次にJR茨木駅西口駅前周辺整備について、お聞きしたいというふうに思います。

(略)

最後に、みちクルプロジェクトについて、少しお聞きしたいと思います。

(略)

○長谷川委員長 休憩いたします。

(午後2時11分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○長谷川委員長 再開いたします。

他に発言なさる方はございませんか。

○松本委員 それでは、私のほうからも何点か質問させていただきたいと思います。

まず、阪急茨木市駅前整備に関することですが、市が整備主体となる駅前広場や歩行者動線について、現状の課題を解決するため、どのように改良することを考えておられるのかを具体的にお示しさせていただきたいと思いますので、まずよろしくお願いいたします。

○宮本まちなか整備課長 駅前周辺整備基本計画の整備方針を踏まえまして、駅前広場が様々な活動、滞在の場として機能するよう、ソシオ茨木建て替え事業者と協議調整しながら、民間広場との一体的な整備を検討するとともに、渋滞対策としましては、中央通りからバスロータリーへ進入する右折レーンの滞留長を伸ばす交差点の改良や、バスロータリー内のバス停などを再配置することで車両動線の整理を行う予定です。

また、2階デッキを整備することで、駅や商店街、中央通りへのつながりの強化を図ってまいります。

○松本委員 ソシオ茨木建て替え事業者と協議調整というご答弁でしたけれども、駅前広場や歩行者動線の最終的な設計判断は市と民間のどちらが主体となるのか、役割分担をどのように考えているのかを明確にお示しさせていただきたいと思います。

また、2階デッキ整備によるつながりの強化とありますけれども、高齢者や障害者、ベビ

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

一カー利用者等にとって現状と比べて、どの点がどう改善されるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○宮本まちなか整備課長 役割分担についてでございます。

駅前広場の一部と歩行者動線となるデッキの設計業務につきましては、ソシオ茨木建て替えビルの設計会社に依頼することを考えておりますが、最終的な設計判断につきましては、市が主体となって行います。

また、改善点につきましては、段差の解消や駅及び建て替えられる建物内のエレベーターやエスカレーターなどの昇降設備の利用について事業者と協議するほか、通路の勾配や案内サインの設置など、高齢者や障害者、ベビーカー利用者の移動に配慮した施設の整備に努めてまいります。

○松本委員 駅前広場や2階デッキにつきましては、市が最終判断主体であるということをお示しいただきました。

今後につきましては、設計段階ごとに市の判断内容を市民に分かりやすく示すことや、高齢者、障害者、子育て世帯等が実際に使いやすくなったと、そのように実感できるように当事者目線で検証を行い、それが反映されるような取組を行っていただくことを要望しておきたいと思います。

次に、整備スケジュールですが、交差点改良工事を先行させることがソシオ建て替え工事における工事車両等による渋滞対策につながるようになると思いますが、この点をどのようにお考えでしょうか。

○宮本まちなか整備課長 周辺交通への影響を鑑み、ソシオ建て替え事業者と調整しながら、適切なタイミングで交差点改良工事を実施したいと考えております。

○松本委員 適切なタイミングとのご答弁ですけれども、少なくともソシオ建て替え工事のどの段階までに交差点改良を完了させる想定なのか、現時点での目安をお示しくください。

また、工事期間中の渋滞対策について、市として交通管理計画の提出や見直しを事業者を求める考えはあるのかをお伺いいたします。

○宮本まちなか整備課長 交差点の改良工事の時期につきましては、ソシオ建て替え工事との工程調整が必要であり、現時点でお示しすることはできませんが、スケジュールが明らかになり次第、周知に努めてまいります。

また、工事期間中の渋滞対策につきましては、必要に応じて工事計画の見直しや改善策を事業者を求めるなどの対応を検討させていただきます。

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

○松本委員 交差点改良工事の時期が現時点では示されないということでは、市民生活への影響を考えると若干不安が残りますので、お示しいただいたとおり、工事スケジュールが明らかになり次第、速やかな情報公開と周知をお願いしておきたいと思います。

また、工事期間中の渋滞対策としては、工事車両による渋滞、危険の最小化に向けた具体的な交通管理計画の提示を行っていただくことも要望しておきたいと思います。

次に、超高層建築物自体に備える駐車場はどのような形態で何台分を備える予定か、お示してください。

また、その駐車場からの入出庫により、交通渋滞緩和のための駅前広場交差点改良の効果も妨げることにならないのか心配いたしますが、ご見解をお示してください。

○宮本まちなか整備課長 住宅用駐車場としましては、両ビル合わせて約150台のタワーパーキングを茨木ビル跡の建物内に計画されており、店舗用駐車場は駅前へ自動車交通を呼び込まないように、隔地での確保も含めて協議調整の上、必要台数を確保する予定となっております。

また、現在の計画では、茨木ビル跡地北側からの入出庫を想定されており、左折イン、左折アウトの運用や待機スペースを設けるなど、周辺交通への影響が最小限となるよう引き続き調整を図ってまいります。

○松本委員 住宅用駐車場が約150台とのことですが、この台数が周辺交通に影響を及ぼさないと判断しておられるのでしょうか。そうでありましたら、その根拠をお示しいただきたいと思います。

また、店舗用駐車場を隔地確保した場合、来訪者が駅前周辺での路上停車、また違法駐車を行う懸念につきまして、市としてどのような対策を講じる考えがあるのかをお伺いをいたします。

○宮本まちなか整備課長 住宅用の車両が周辺交通に極力影響を及ぼさないように、入出庫における動線やレイアウトなど、最適な運用方法につきましては、引き続き事業者と協議調整させていただきます。

路上駐車や違法駐車対策につきましては、案内サインの設置や付近の民間駐車場の利用を促すなど、適宜検討してまいります。

○松本委員 住宅用の車両の周辺交通への影響につきましては、駅前であるだけでなく、工事スケジュールを見ますと、令和十四、五年頃の完成を目指すということで、これは東側の病院誘致の工事に関しても同時期に恐らく重なってくるだろうなど。西と東と両方工事ということになるので、どっち向きに車が移動するにしたって混むのは混むと思うんですね。そういうことを考えると、できるだけ可能な限り、定量的な説明が行えるような取組をされ

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

ることをお願いしておきたいというふうに思いますので、この辺について研究していただいて、よろしく願いいたします。

あと店舗用駐車場の隔地確保に伴う路上停車、あと違法駐車への対策を適宜検討いただけることですが、実効性のある形を講じることを要望しておきたいと思います。

続きまして、中心市街地活性化の関係で質問させていただきます。

(略)

○長谷川委員長 他に発言なさる方はございませんか。

○西本委員 それでは、私から質問させていただきます。

まず、阪急茨木市駅西口駅前周辺整備についてです。

地区計画の目標には、駅前の優れた立地特性を生かした合理的な土地利用を誘導することで、東の玄関口にふさわしい魅力ある駅前環境の創出を目指すと示されています。

そこで、お聞きいたします。魅力ある駅前環境とは具体的にどのような環境を市としてお考えでしょうか。

また、人、公共交通中心の具体策について、お聞かせください。

また、現在、阪急茨木市駅西口ロータリーは、路線バスやタクシーの公共交通と企業送迎バス、一般自家用車による送迎が混在し、ロータリーは自由に利用しやすい反面、渋滞をもたらしていると認識しております。特に、日常の通勤・通学時間帯はもちろん、おにクルやグラウンドでのイベント開催やスポーツ開催時には駅前から周辺道路まで影響が及んでいきます。今回の再開発におきまして、渋滞緩和のための具体的施策について、お示しください。

○宮本まちなか整備課長 魅力ある駅前環境についてでございます。

令和7年4月に策定いたしました駅前周辺整備基本計画におきまして、多様な活動の場となる広場や、人々が滞留できる空間、駅、駅前広場、民間施設等の機能が調和した空間等をお示ししております。

次に、人、公共交通中心の具体策についてでございます。

駅と周辺市街地との回遊性を高めるデッキなどの快適な歩行者動線や駅前広場におけるゆとりある歩行者空間の確保、交通結節点としての機能を高めるためのバス停の再配置や案内サインの設置などの検討を進めております。

続きまして、阪急茨木市駅西口駅前周辺の渋滞緩和対策についてでございます。

具体的な渋滞緩和対策としましては、中央通りからバスロータリーへ進入する右折レーンの滞留長を伸ばす交差点の改良や、バスロータリー内のバス停などを再配置することで車両動線の整理を行う予定であります。

○西本委員 魅力ある駅前環境について、お示しをまずいただきました。

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

多様な活動の場となる広場や人々が滞留できる空間、駅、駅前広場、民間施設等の機能が調和した空間などを整備基本方針としてまとめておられるということでした。

では、多様な活動となる広場について、予定をされている民間広場の大きさはどれくらいでしょうか。

また、ロータリー、バスを降りた場所は広場としてではなく、現在のとおりに歩行空間ということをご予定されていますか。現在は通路脇に多くの駐輪台があります。いつも満車になっています。便利である一方、1階に外向き店舗が入ることを想定すると駐輪台が並ぶ空間は景観的にも適さないのではとも考えますが、民間広場でイベントが行われた場合の自転車駐輪場は想定をされていますでしょうか。

○宮本まちなか整備課長 民間広場の面積は約700平米であります。また、バス停につきましては再配置をする予定ですが、鉄道とのアクセスや歩行者動線への影響に留意し、検討を進めているところです。

なお、民間広場のイベント開催時における自転車駐輪場につきましては、徒歩や公共交通による来場、周辺駐輪場への誘導が想定されます。

○西本委員 先ほどのご答弁で、人、公共交通中心の具体策についてご答弁をいただきました。駅と周辺市街地との回遊性を高めるデッキなどの快適な歩行者動線や駅前広場におけるゆとりある歩行者空間の確保、交通結節点としての機能を高めるためのバス停の再配置や案内サインの設置などの検討を進めているとのご答弁をいただきました。

ぜひ、交通結節点としての機能を高めるため、公共交通を利用する市民や学生、観光客にとって分かりやすい表示や待ち時間を快適に過ごせるような待機場所、駅前空間について、市民や公共交通事業者のご意見をお聞きする場も持っていただきまして、丁寧に進めていただくことを要望いたします。

また、阪急茨木市駅西口駅前周辺の渋滞緩和策についてもお示しをいただきましたが、建設常任委員会でも議論がなされておりますが、この特別委員会では今回の議案の範疇を超えますので質問は控えますが、企業送迎バスと自家用車の乗り入れのエリアを分けることや、また、中心部への通過交通を抑制するなど、より踏み込んだ検討を進めていただくよう要望させていただきます。

では、駐輪場の整備について、お聞きいたします。

永代ビルに渡る地下道の整備費用と活用について、お伺いいたします。

この地下道の整備費用と活用について、市の負担額ほどの程度想定をしていますでしょうか。ソシオの地下空間はなくなるということを知っていますが、地下道のみを駐輪場など公共的用途に使用できないか、その可能性についても、お聞かせください。

○宮本まちなか整備課長 地下道の撤去費用についてでございます。

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月 19 日)

撤去の内容につきまして、道路管理者である大阪府茨木土木事務所と協議しているところでありまして、現時点において具体的な費用をお示しすることはできません。

地下道の有効活用についてでございます。

地下道の老朽化により今後の維持管理コストや新たな出入口の設置など、建設コストが高額になることが想定されるなどから、駐輪場などへの転用は非常に難しいと考えております。

○西本委員 ソシオ茨木の建て替え事業協力者に対してはそういった依頼などをする予定はありますでしょうか。

○宮本まちなか整備課長 事業協力者に対しまして、そのような検討の依頼をする予定はございません。

○西本委員 地下道の撤去費用については、現時点では具体的な費用をお示しできないとのことでした。地下道の有効活用については、地下道の老朽化による維持コストや新たな出入口の設置など、建設コストが多大にかかるということで、駐輪場などへの転用は困難とのご回答です。今回、市の公共施設は入らないということをお聞きしていますけれども、駅前のこの一等地に現在地下があり、単にそれを塞ぐことにもコストがかかるということですから、費用対効果の検討は必要ですが、駐輪場など公共的活用の可能性についてもご検討をお願いしたいと思います。

次に、魅力ある駅周辺に向けた取組について、お伺いします。

中心部において、地価が高騰し、家賃が上がり、個人商店が減るのではないかと懸念をしております。集合住宅ばかりが増え、タイムズなど時間貸し駐車場ばかりになり、魅力ある駅周辺にならないのではないかと懸念をしております。市の認識をお伺いいたします。

○宮本まちなか整備課長 新しい商業施設による相乗効果などにより、駅前周辺の魅力や価値が高まることを期待するとともに、市としましても民間広場や公共空間を活用した地元商店街と連携したイベントなどを通じて、地域コミュニティとの関係を強化するなど、エリアマネジメント体制の構築や活動の展開に対し、支援してまいります。

○西本委員 新しい商業施設による相乗効果や民間広場、公共空間を活用したイベントを通じたエリアマネジメント支援について、市のお考えをお示しいただきました。

ですけれども、西口の立体駐車場がバイクと自転車駐輪場に転用された現在、駅周辺が民間駐車場ばかりになることへの懸念をいたしております。自治体としてどういったことができるのか、難しいと思いますが、どのように関わり、魅力ある駅周辺まちづくりに誘導していくのか、引き続き取組をよろしくお伺いいたします。

## 令和8年市街地整備対策特別委員会(1月19日)

では、続きまして、J R茨木駅西口について、質問させていただきます。

(略)

では、続きまして、中心市街地活性化に関する取組についてです。

(略)

○長谷川委員長 他に発言なさる方はございませんか。

○片岡議員 私からも質問をさせていただきます。

私からは、中心市街地活性化に関する取組についてです。

(略)

○長谷川委員長 他に発言なさる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○長谷川委員長 以上で、「阪急茨木市駅及びJ R茨木市駅西口駅前周辺整備について」及び「中心市街地活性化に関する取組について」の協議を終わります。

休憩いたします。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○長谷川委員長 再開いたします。

以上をもって、本日の特別委員会を散会いたします。

(午後3時16分 散会)

以上、会議の顛末を記載し、茨木市議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和8年1月19日

市街地整備対策特別委員会  
委員長 長谷川 浩